

大泉町談合情報マニュアル

第1 基本的な考え方

1 情報の確認及び報告書の作成

職員は、発注を予定する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等(以下「工事等」という。)のうち、入札手続を開始したものについて、入札談合に関する情報(以下「談合情報」という。)があった場合には、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認のうえ、直ちに、情報の内容を談合情報報告書(様式第1号。以下「報告書」という。)にまとめ、入札及び契約事務を所管する財産管理課長(以下「財産管理課長」という。)に報告する。

情報の提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、財産管理課長に報告する。

2 委員長への報告

財産管理課長は、報告書により、当該談合情報に係る工事等の担当課長を経由して公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)の委員長(以下「委員長」という。)に報告する。

3 委員会の招集及び審議、調査

委員長は、2により報告を受けたときは、当該情報の信ぴょう性等を考慮して、委員会を招集するものとし、委員会では第2の手続によることが適切であるか否かを審議し、必要に応じ、事情聴取等の調査を行う。

4 公正取引委員会等への通報

委員会の審議を踏まえて第2の手続によることとした談合情報については、状況に応じて公正取引委員会等関係機関へ様式第2号により通報する。

5 報道機関との対応

報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、契約検査係長が対応する。

また、談合情報について公正取引委員会等関係機関へ通報している場合は、その旨を明らかにする。

第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応する。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 談合情報の内容が次のケースの場合、事情聴取等必要な調査を行う。

ア 情報提供者の氏名、連絡先(電話番号等)、対象工事名及び落札予定業者(共同企業体の場合は、代表者名又は構成員名等で共同事業体が特定できる場合)が、明らかである場合

- イ 情報提供者の氏名等は、明らかではないが、対象工事名及び落札予定業者が明らかで、かつ、次の情報が含まれている場合
 - (ア) 談合に関与した業者名が明らかである。
 - (イ) 談合が行われた日、場所、具体的な談合方法等が明らかである。
 - (ウ) 具体的な落札予定金額を示している。
 - (エ) その他談合に参加した者以外に知り得ない情報がある。
- (2) 事情聴取
 - 入札参加者全員に対して、入札までの時間、発注の遅れによる影響等考慮して、入札日の前日までに行うか、又は入札開始時間を繰り下げ、若しくは入札を延期したうえで事情聴取を行う。聴取結果について財産管理課長は、事情聴取書(様式第3号)を作成し、委員長は事情聴取書により町長へ報告する。
- (3) 事情聴取の方法
 - ア 委員会を開催し、事情聴取を行う。
 - イ 事情聴取は、一社ずつ個別に呼び出し、聴き取りを行う。
- (4) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合
 - 事情聴取等の結果、明らかに談合事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札の執行を延期し、又は中止するものとする。
- (5) 談合の事実があったと認められない場合
 - ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、すべての入札参加者から誓約書(様式第4号)を提出させるとともに、入札執行後、談合の事実が明らかに認められた場合は、入札を無効とする旨の警告をした後に、入札を執行する。
 - イ アの場合において、すべての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書を提出するよう要請する。ただし、工事費内訳書の提出を求めている入札の場合において、入札日に事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮して、工事費内訳書の提出を要請のうえ、工事費内訳書のチェックを行わず入札を執行するか、又は入札日を延期して入札を執行するか、いずれかの方法により対応する。
 - ウ 入札には、当該工事の積算内容を把握している職員(以下「積算担当者」という。)が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックする。
 - エ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合事実があったと認められる証拠を得た場合は、(4)により対応すること。
- (6) 事情聴取等調査を行わない場合

- ア すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の警告をした後に、入札を執行する。
 - イ 入札と同時に工事費内訳書の提出を求め、積算担当者がチェックする。この場合において、あらかじめ、工事費内訳書の提出を求めているときは、入札時に工事費内訳書の提出を要請し、後日、積算担当者がチェックする。
- 2 入札執行後に談合情報を把握した場合
- 入札後においては、入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は、既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否か判断する。
- (1) 契約(仮契約を含む。)締結以前の場合
- ア 事情聴取
入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行う。聴取結果について委員長は、事情聴取書により町長へ報告する。
 - イ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合
事情聴取等の結果、明らかに談合事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札を無効とする。
 - ウ 談合の事実があったと認められない場合
事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、落札者から誓約書を提出させたうえ、契約を締結する。
- (2) 契約(仮契約を含む。)締結後の場合
- ア 事情聴取
入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行う。聴取結果について委員長は、事情聴取書により町長へ報告する。
 - イ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合
事情聴取等の結果、明らかに談合事実があったと認められる証拠を得た場合は、当該工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否か判断する。